

津別町成年後見制度利用促進 基 本 計 画

令和 6 年 3 月

津 別 町

目 次

第1章 成年後見制度利用促進基本計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1

第2章 成年後見制度を取り巻く津別町の現状

1 高齢者の状況	1
2 障がい者の実態	2
3 成年後見制度の相談に関する現状	2
4 成年後見制度の利用状況	3
5 市民後見人の活動状況	3
6 日常生活自立支援事業・津別町ほっと暮らしサポート事業の利用状況	3
7 成年後見制度利用支援事業の利用状況	4

第3章 成年後見制度利用促進に関する課題

第4章 成年後見制度利用促進に当たっての基本方針及び目標等

1 基本方針	5
2 今後の施策の目標	5

第5章 成年後見制度の利用促進に向けて行う取り組み

1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化	6
2 広報機能	6
3 相談機能	7
4 成年後見制度利用促進機能	7
5 後見人支援機能	7
6 不正防止効果	7

資料 津別町成年後見制度利用支援事業実施要綱

8

第1章 成年後見制度利用促進基本計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

津別町の令和5年10月末現在の高齢化率は45.5%で、高齢者のみの世帯は全世帯数の25%を超えています。加えて、知的、精神障がい者においては「親亡き後」が課題となることが多い状況です。

これらの状況から、津別町では、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下、「法」という。）第12条第1項に基づき、計画を策定します。

2 計画の位置づけ

法第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。本計画は、関連計画である「第2期津別町地域福祉計画（令和2年度～令和6年度）」と一体的に連動して取り組みます。

3 計画期間

今回策定する計画は、令和5年度から令和6年度までの2年間で定めるものとします。
なお、今後は地域福祉計画に統合していく予定です。

第2章 成年後見制度を取り巻く津別町の現状

1 高齢者の状況

津別町の総人口は、平成25年度（5,284人）から令和4年度（4,142人）とでは1,142人減少していますが、高齢化率は平成25年度（40.08%）から令和4年度（45.87%）にかけて年々増加しています。

また、令和5年10月末現在で高齢者のいる世帯は1,391世帯であり、全世帯数の64%を占めています。その中で、高齢者の単身世帯は598世帯です。

【単位：人】

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
総人口	5,284	5,167	5,049	4,890	4,778	4,662	4,542	4,428	4,276	4,142
65歳 以上	2,118	2,110	2,131	2,110	2,113	2,080	2,057	1,997	1,942	1,900
高齢 化率	40.08%	40.84%	42.21%	43.15%	44.22%	44.62%	45.29%	45.10%	45.42%	45.87%

（出典：住民基本台帳）

2 障がい者の実態

(1) 療育手帳所持者の実態

年齢3区分別(各年度3月31日時点) 【単位：人】

	R2 年度	R3 年度	R4 年度
18 歳未満	19	19	20
18～64 歳	30	37	40
65 歳以上	4	4	4
合計	53	60	64

障害の程度別(各年度3月31日時点) 【単位：人】

	R2 年度	R3 年度	R4 年度
A 判定	13	13	13
B 判定	40	47	51
合計	53	60	64

(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者の実態

年齢3区分別(各年度3月31日時点) 【単位：人】

	R2 年度	R3 年度	R4 年度
18 歳未満	0	0	0
18～64 歳	15	12	14
65 歳以上	5	4	4
合計	20	16	18

障害の程度別(各年度3月31日時点) 【単位：人】

	R2 年度	R3 年度	R4 年度
1 級	1	0	0
2 級	12	11	14
3 級	7	5	4
合計	20	16	18

3 成年後見制度の相談に関する現状

津別町では平成 26 年 10 月 20 日に後見実施機関の「津別町あんしん生活サポートセンター」(以下、センターとする。)を設置し、津別町社会福祉協議会に運営を委託しています。

センターでは、成年後見制度などの権利擁護に関する制度の利用支援や普及啓発、市民後見人の養成や活動支援などの役割を担っています。これからも、津別町に住む方々が、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、支援していきます。

これまで成年後見制度の利用に繋がった事例として、本人や親族からの相談に加え、町内

の相談事業所、医療機関、金融機関からの相談がきっかけとなったケースもあります。

町内の相談事業所への聞き取りによると、介護サービスを利用している本人や親族が成年後見制度について知っているケースは少なく、担当職員が紹介したことで成年後見制度の利用に繋がる場合が多かったことがわかりました。

4 成年後見制度の利用状況

(1) 申立支援件数

【単位：件】

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	計
申立 支援 件数	1	0	5	2	4	3	3	3	5	1	27

※平成 25 年度は津別町地域包括支援センターが申立支援を行った。

※平成 26 年 10 月からは後見実施機関が申立支援を行っている。

(2) 成年後見等受任状況（津別町あんしん生活サポートセンター）

○個人受任（市民後見人 2 名で受任。社協との複数後見の場合は 1 名）

後見類型：2 件 保佐類型：2 件（うち、2 件は社協との複数後見） 合計：4 件

○法人後見受任（市民後見人 1～2 名が後見支援員として担当者と共に活動）

後見類型：3 件 保佐類型：5 件 合計：8 件

5 市民後見人の活動状況

個人受任 8 名、法人後見支援員 3 名が活動中で、ケースによって月に 1～4 回訪問。

生活相談、金銭管理支援、郵便物管理、報酬申立支援、面談後に記録作成をしています。

6 日常生活自立支援事業・津別町ほっと暮らしサポート事業の利用状況

(1) 日常生活自立支援事業

平成 26 年から津別町社会福祉協議会が北海道社会福祉協議会から受託して実施しています。この事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分だが契約可能な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。現在の利用者は 1 名です。

(2) 津別町ほっと暮らしサポート事業

津別町社会福祉協議会の独自事業として実施しています。この事業は、成年後見制度の利用に繋がるまでの期間、本人の通帳や印鑑の保管、公共料金等の支払い支援を行うものです。現在の利用者は 4 名です。

7 成年後見制度利用支援事業の利用状況

老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、「福祉の向上を図るために成年後見人等の選任が必要であると判断したとき」には、首長が成年後見制度の審判申立を行うことができます。

津別町では平成 23 年 3 月から津別町成年後見制度利用支援事業を実施しています。この事業は町長申立を行う場合において必要な事項を定めるとともに、成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な人に対し、その費用を助成することで成年後見制度の利用を支援することを目的としています。

①町長申立利用状況

【単位：件】

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	計
町長 申立	2	0	0	1	0	0	2	0	2	7

②成年後見人等の報酬に対する助成利用状況

【単位：件】

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	計
報酬 助成	0	0	3	4	1	1	1	1	11

8 津別町あんしん生活サポートセンター運営協議会の実施状況

津別町あんしん生活サポートセンター運営協議会設置要綱に基づき、定例で年 1 回、協議事項がある場合はその都度、運営協議会を実施しており、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の視点から、後見事務に関してのご助言をいただくことを目的としています。

第 3 章 成年後見制度利用促進に関する課題

- 1 津別町の高齢化率が年々増加していることから、認知症等判断能力が低下し、金銭管理、日常生活の支援が必要な状態の高齢者が増加していくことが推測されます。また、これまで障がい者の金銭管理等の支援を親が行っていた場合、「親なき後」に支援者が不在となることが考えられます。このことから、今後、支援を必要とする人が増加することが予想されます。
- 2 成年後見制度や相談窓口の認知度が低いため、利用の促進に向けて、更なる周知や啓発、制度への理解を深めることが重要となります。
- 3 成年後見制度の利用等、権利擁護の支援が必要と思われる対象者が、迅速に必要な支援に結び付くよう、関係機関で連携し支援方針を協議する体制を強化する必要があります。

第4章 成年後見制度利用促進に当たっての基本方針及び目標等

1 基本方針

国の基本計画では、基本理念として

- ・ノーマライゼーション（成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと）
- ・自己決定の尊重（障がい者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと）
- ・身上の保護の重視（本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと）

を掲げています。

また、第2期津別町地域福祉計画では、基本理念として「助け合い見守りで 安心して住み続けられるまち つべつ -誰もが楽しく健やかに-」を掲げ、地域の人が手を取り合い、楽しく笑いあいながら住み慣れた地域で安心して住み続けられる町を目指しています。

津別町では、これらの理念に基づき、地域の実情に応じた成年後見利用の促進を図り、専門職団体との連携や市民後見人の養成を実施していきます。

2 今後の施策の目標

国の基本計画に基づき、以下のとおり目標を設定します。

（1）利用者がメリットを感じられる成年後見制度の運用を推進する。

成年後見人等が財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障がい者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度運用を目指します。

また、後見類型のみならず、成年後見制度のうち利用が少ない保佐や補助の類型の利用促進を図るとともに、利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安心して利用されることを目指します。

（2）権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

津別町では、「津別町あんしん生活サポートセンターほっと」を中心に、釧路家庭裁判所との連携を図りながら、利用者の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行ってきました。

今後は、利用者の状況に応じて、利用者に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人が「チーム」となって日常的に利用者を見守り、利用者の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行うとともに、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画してもらえる体制の強化を目指します。広域での連携が必要な利用者については、必要に応じて町外の成年後見センターなどとも連携し、利用者の意思決定・身上保護を重視した支援を行います。また、成年後見制度の利用促進の取組を踏まえた需要に対応す

るため、今後も市民後見人を養成します。

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関（以下「中核機関」という）については、北見市、訓子府町、置戸町、美幌町及び津別町の1市4町で締結した定住自立圏協定に基づき、令和2年度から、広域連携ネットワーク構築（中核機関の設置）の協議が行われ、令和4年4月に後見支援機関を持たない2町が連携する形で「北見地域成年後見中核センター（中核機関）」が開設しました。

後見支援機関をもつ津別町はこれまで同様の機能を維持しつつ、後見業務の広域化対応や専門職派遣を円滑に行える利点から、令和5年4月より中核機関に参画し、後見制度利用の可否や受任者調整（マッチング）については、中核機関が所管する「審査検討会」で審議しています。

- （3）不正事案の発生を未然に防ぎ、利用者が安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

不正防止については市民後見人だけでなく、親族後見人等についても支援策を検討します。また、上記の地域連携ネットワークにおけるチームでの対応等が、成年後見制度における不正を防ぐことにもつながることを踏まえ、地域連携ネットワークにおける支援を行う中で、不正の未然防止や早期発見への対応に留意します。

第5章 成年後見制度の利用促進に向けて行う取り組み

1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

- （1）権利擁護支援のための連携会議

権利擁護支援が必要と思われる対象者が、速やかに必要な支援に結び付くよう、支援方針を協議決定する会議として、「権利擁護支援会議」を実施します。この会議の事務局は津別町役場保健福祉課が担当します。

- （2）本人を後見人等とともに支える「チーム」による対応

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人等が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進めます。

本人を支える「チーム」が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用ができる支援体制を確保していきます。

- （3）地域における「協議会等」の体制づくり

地域連携ネットワークの機能・役割が適切に発揮・発展できるよう、定住自立圏における連携や、専門職団体など地域の関係者も含めて、地域課題の検討・調整・解決に向けて協議する体制の構築に努めます。

2 広報機能

成年後見制度や制度を利用するための相談窓口等、成年後見制度の利用促進のために必要な内容について、パンフレット作成・配布や研修会、講演会等にて広報活動を行います。

3 相談機能

津別町役場保健福祉課（福祉係、高齢者相談係）と津別町あんしん生活サポートセンターが窓口となり、成年後見制度の利用などに関する相談を受け付けます。また、必要に応じて、専門職団体や法テラス等関係機関と連携しながら相談対応を行います。

4 成年後見制度利用促進機能

（1）中核機関による受任者調整（マッチング）

成年後見制度の申立て事案について、北見地域成年後見中核センター（中核機関）が実施する審査検討会（弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職委員が参集し、適切な後見人候補者の選考、家裁への推薦等、受任調整に関する審議を行う会議）に出席し、後見人等に適切な職種や団体が選任されるよう情報提供を行います。

また、市民後見人が後見人等候補者になった場合は、候補者へのアドバイスや、後見人等に選任された後の継続的な支援体制の調整等を行います。

（2）担い手の育成・活動の促進

これまで継続して行ってきた市民後見人の養成について今後も実施します。

市民後見人の方々には、受任に関わらず学習会等にて継続的なフォローアップを実施し、個人受任、法人後見支援員、地域の支えあいのための活動、その他広報啓発等に協力いただきけるよう体制を構築します。

5 後見人支援機能

親族後見人や市民後見人への日常的な相談対応を行うとともに、専門職（弁護士会、司法書士会、社会福祉士）から助言等協力が必要と思われる事案については、専門職相談について調整し、利用者、後見人等が適切に成年後見制度を利用・支援できるようにします。

また、専門職後見人が他の関係機関との連携が必要な場合、より円滑に連携が進むよう、地域資源等について情報提供するなど協力体制を構築します。

6 不正防止効果

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっているところですが、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制が整備されていけば、不正の発生を未然に防ぐ効果が期待されます。

仮に親族後見人等が本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及んだとしても、その兆候を早期に把握することが可能となり、その時点において、家庭裁判所等と連携して適切な対応をとることにより、被害を最小限にすることができます。これらを実現させるため、このようなチームを整備し、本人や親族後見人等を見守る体制の構築に努めます。

資料

津別町成年後見制度利用支援事業実施要綱

(平成23年3月31日告示第25号)

改正 平成27年3月31日告示第32号 平成28年3月31日告示第33号
令和3年3月12日告示第32号 令和3年11月26日告示第111号

(目的)

第1条 この要綱は、認知症、知的障がい及び精神障がいにより判断能力が不十分な者の権利擁護と福祉の増進を図るために実施する成年後見制度利用支援事業(以下「支援事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援事業の対象者)

第1条の2 支援事業対象者の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 津別町に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第13条の規定に基づく津別町以外の市区町村の住所地特例の適用を受けた被保険者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第19条第3項の規定に基づく津別町以外の市区町村の住所地特例の適用を受けた障がい者

(2) 法第13条に規定する住所地特例の適用を受けた被保険者

(3) 障害者総合支援法第19条第3項に規定する住所地特例の適用を受けた障がい者

(4) その他町長が必要と認めた者

(支援事業の種類)

第2条 支援事業の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき、町長が家庭裁判所に対して行う次に掲げる審判の申立て(以下「町長申立て」という。)

ア 民法(明治29年法律第89号)第7条の規定に基づく後見開始の審判

イ 民法第11条の規定に基づく保佐開始の審判

ウ 民法第13条第2項の規定に基づく保佐人の同意権の範囲を拡張する旨の審判

エ 民法第15条第1項の規定に基づく補助開始の審判

オ 民法第17条第1項の規定に基づく補助人に同意権を付与する旨の審判

カ 民法第876条の4第1項の規定に基づく保佐人に代理権を付与する旨の審判

キ 民法第876条の9第1項の規定に基づく補助人に代理権を付与する旨の審判

(2) 家事事件手続法(平成23年法律第52号)第105条の規定に基づき、対象者の状況を考慮し、緊急かつ必要があると町長が認めた場合に行う審判前の保全処分の申立て

(3) 前各号に要する費用の負担

(4) 家事事件手続法第39条の規定に基づく報酬の付与に係る審判により家庭裁判所が決定した報酬額の助成。ただし、親族が成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の場合は、成年後見人等に係る報酬額の助成は行わないこととする。

(5) 家事事件手続法第126条第8項、第134条第6項及び第143条第6項の規定に基づく報酬の付与に係る審判により家庭裁判所が決定した報酬額の助成

(町長申立ての審査)

第3条 町長は、町長申立てを行うにあたりその必要性を判断するため、支援事業の対象者について、次の各号に掲げる事項を総合的に考察し、審査を行うものとする。

- (1) 対象者の判断能力の程度
- (2) 対象者の健康状態及び生活状況
- (3) 対象者に対する各種サービスの利用及びこれに付随する財産管理など日常生活における支援の必要性
- (4) 対象者の二親等内の親族の有無
- (5) 前号に掲げる親族がいる場合において、当該親族による対象者の保護の可能性及び審判の申立てを行う意思の有無
- (6) その他町長が確認を必要とする事項

(町長申立て)

第4条 町長は、前条の規定に基づく審査を実施した結果、次の各号のいずれかに該当し、かつ、対象者の福祉の向上を図るために成年後見人等の選任が必要であると判断したときは、町長申立てを行うことができる。

- (1) 対象者に二親等内の親族がいないとき。
 - (2) 対象者の親族が、審判の申立てが困難であることを町長に申し入れたとき。
 - (3) 二親等内の親族がいるときで、当該親族からの虐待などの権利侵害のおそれがあり、町長が申立てを行う必要があると判断したとき。
- 2 前項第1号及び第3号の規定にかかわらず、三親等又は四親等の親族で審判の申立てを行う者の存在が明らかなきときは、町長申立ては行わないものとする。
- 3 町長申立てに係る手続きは、家庭裁判所の定めるところにより行うものとする。

(申立て費用の負担)

第5条 町長は、第2条第3号の規定に基づく費用として、収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断料及び鑑定料を負担するものとする。

[第2条第2号]

(申立て費用の請求)

第6条 町長は、前条の規定により、町が負担した申立て費用について、対象者がその収入、預貯金等の状況から、当該申立て費用の支払をしてもなお生計を維持することができると認められるときは、申立てとあわせて、家庭裁判所に対し、家事事件手続法第28条第2項による費用負担命令の申立てを行うものとする。

2 町長は、前項の規定に基づく費用負担の命令があったときは、その費用負担の命令を受けた者に対し、当該費用を求償するものとする。

（報酬額の助成）

第7条 第2条第4号に掲げる報酬額の助成（以下「報酬額の助成」という。）は、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（以下「成年被後見人等」という。）が次の各号のいずれかに該当し、かつ、他に報酬を負担する者がいないときに限り行うものとする。

[第2条第3号]

（1）生活保護法による被保護者

（2）助成を受けなければ、生活の維持及び成年後見制度の利用が困難な状況にある者で、町長が必要と認めた者

2 報酬額の助成金額は、予算の範囲内で町長が別に定める。

（助成金の申請等）

第8条 報酬額の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、津別町成年後見制度利用支援事業助成金申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（1）後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書又はその写し

（2）財産目録の写し、その他対象者の財産状況がわかる書類

（3）報酬の付与に係る審判決定書又はその写し

（4）その他町長が必要と認めた書類

2 申請者は、成年被後見人等とし、当該成年被後見人等の代理人として成年後見人等、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人が申請を行うものとする。

3 町長は、第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、津別町成年後見制度利用支援事業助成金決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

（申請者の報告義務）

第9条 助成を受けている申請者は、対象者の資産等の状況及び生活状況に変化があったときには、速やかに町長に報告しなければならない。

（助成金の返還）

第10条 町長は、申請者が虚偽その他不正の行為があったときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則 （施行期日）

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(津別町相談支援事業実施要綱の一部改正)

2 津別町相談支援事業実施要綱（平成18年告示第82号）第3条第4項を次のように改正する。

4 成年後見制度利用支援事業の実施にあたっては、津別町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成23年告示第25号）に定めるところによる。

附 則（平成27年3月31日告示第32号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第33号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月12日告示第32号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月26日告示第111号）

この告示は、公布の日から施行する。